

新型コロナワクチン接種後の副反応後遺症被害の早期解決を求める意見書

厚生労働省は、令和3年2月(2021年)より予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種に用いることとなったワクチン(以下「新型コロナワクチン」という。)接種により発症予防、重症化予防に新型コロナワクチンの接種が有効であるとされ、新型コロナワクチンの接種が実施されてきた。

その後、新型コロナワクチン接種後に因果関係が疑われる持続的な疼痛が特異的に見られている。令和4年6月10日、厚生労働省の第80回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会においては、令和4年5月15日時点の重篤副反応者数7,287名、死亡者数1,726名についていまだ因果関係は解明されず、救済体制はほとんど進んでいない現状があります。

その間にも、接種後の副反応の症状に苦しむ方々が全国で声を上げています。同年3月24日「遷延する症状を訴える方に対応する診療体制の構築について」において厚生労働省から各県に専門的な協力機関を設けること、医療機関からの副反応報告が確実に行われること等が報告されているが、これまでの新型コロナワクチン接種後の副反応被害について、国の責任において調査し実態把握すること、原因解明を急ぐとともに、新型コロナワクチン接種後に日常生活に支障が生じている方々に対して医療支援を実施することが急務である。

よって、国において国民の健康と安全のため、下記の事項を実施するよう強く求める。

記

- 1 新型コロナワクチンによる副反応、後遺症に関し因果関係の解明を急ぐとともに、国民に対し速やかに情報提供を行うこと。
 - 2 新型コロナワクチンを接種した方に対し、接種後の被害実態調査を実施し、公表すること。
 - 3 医療機関に働きかけて接種後の副反応、後遺症被害への治療法の確立を急ぐこと。
 - 4 新型コロナワクチンの接種後に日常生活に支障が生じた方々への補償、並びに相談事業の拡充と各地域の医療機関の連携による対応を確立すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月27日

糸 満 市 議 会

あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣